

○農林水産省令第三十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月三十日

農林水産大臣 坂本 哲志

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成二十五年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

第 三 條

第 三 條

別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

別表第 1 (第 2 条、第 4 条及び第 5 条関係)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
クエン酸モサ ブライドを有効 成分とする強 制経口投与剤	牛 馬	1 日量として 体重 1kg 当た り 2 mg 以下の 量を強制的に 経口投与する こと。 (略)	食用に供する ためにと殺す る前 1 日間 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

動物用医薬品	動物用医薬品使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
(略)	(略)	(略)	(略)
クエン酸モサ ブライドを有効 成分とする強 制経口投与剤	(新設) 馬	(新設) (略)	(新設) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注 1～20 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。